

承認第9号 令和6年度会津若松市工業団地整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定についてに関する決議

市は、令和6年3月に（仮称）市新工業団地基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、最有力候補地における法規制解除の見込みがあると判断し事業を進めてきた。しかし、基本計画策定前の時点において、県から法規制の解除は難しいと思われる旨の回答を得ていたことが明らかとなり、基本計画公表後においても、事業区域の位置取りについて「集団農地の分断又は蚕食」を争点として協議が整わない状況にあった。市は、協議の争点が県の保有する法規制解除に係るチェックリストには明文化されていない一方で、記載のある事項については全て要件を満たしていることから、規制解除の見込みがあると判断し、議会へも同様の説明をしてきたが、結果として令和6年度中に協議が整わなかったことにより、関連委託業務が履行できず、予算の大部分を令和7年度に繰り越した状況にある。

県との協議見通しが不明瞭なまま事務を執行していたことは極めて不適切であったと言わざるを得ず、県との事前協議が進んだ後に候補地等を市民へ示すべきであったと考える。また、予算の繰越しは会計年度独立の原則の例外として設けられている制度であり、県との協議が整わず、関連委託業務の今後の履行可否が不明瞭な状況にあっても、候補地の再検討を行わず、予算の繰越しを判断したことも不適切な事務対応であったと考える。

今後は、速やかに関連業務委託契約の支払いを行うとともに、円

滑に事業を進められるよう意を用いながら、議会への真摯な対応と
丁寧な事務執行に努めることを求める旨を決議する。

令和 7 年 9 月 29 日

会 津 若 松 市 議 会